

久喜市議会
令和7年1月定例会議
市長提出議案質疑通告

令和7年12月10日（水）

質疑通告者一覧

【議案第 59 号 令和 7 年度久喜市一般会計補正予算（第 7 号）について】

通告第 1 号 田村 栄子 議員	1
通告第 2 号 渡辺 昌代 議員	1
通告第 3 号 宮崎 亜希 議員	1
通告第 4 号 新井 兼 議員	2
通告第 5 号 川辺 美信 議員	2
通告第 7 号 猪股 和雄 議員	3

【議案第 63 号 久喜市立地域交流センター条例を廃止する条例】

通告第 2 号 渡辺 昌代 議員	4
通告第 3 号 宮崎 亜希 議員	4
通告第 5 号 川辺 美信 議員	4

【議案第 64 号 久喜市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例】

通告第 5 号 川辺 美信 議員	5
------------------	---

【議案第 66 号 久喜市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例】

通告第 8 号 杉野 修 議員	6
-----------------	---

【議案第 67 号 久喜市特定教育・保育施設等重大事故検証委員会条例の一部を改正する条例】

通告第 6 号 春山 千明 議員	7
------------------	---

【議案第 70 号 指定管理者の指定について（久喜市立つばめクラブ他 18 クラブ）】

通告第 6 号 春山 千明 議員	8
------------------	---

【報告第 24 号 専決処分の報告について（器物破損事故による損害賠償の額を定めること）】

通告第 8 号 杉野 修 議員	9
-----------------	---

議案第59号 令和7年度久喜市一般会計補正予算（第7号）について

○ 通告第1号 田村 栄子 議員

(1) 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

P63 つばめクラブ他18クラブ施設管理運営業務委託

くりっ子放課後児童クラブ施設管理運営業務委託

P64 しづか学童クラブ施設管理運営業務委託

「限度額」の欄には、金額の代わりに「指定管理者との協定による額」、「当該年度以降の支出予定額」の金額欄には、「限度額と同じ」とある。金額を何故載せないのか理由を伺う。

○ 通告第2号 渡辺 昌代 議員

(1) P34～35 総務費 2本庁舎管理事業

ア 外壁改修工事設計業務委託料について

工事内容とスケジュールを伺う。

イ 防火シャッター改修工事について

工事内容とスケジュールを伺う。また、市民の安全確保、周知について伺う。

(2) P44～45 6款 農林水産業費 1項 農業費 3目 農業振興費 農業経営安定推進事業

ア 梨の開薬をするための機械の購入費用と伺ったが、どのような内容なのか伺う。

イ 梨の開薬をするための機械を購入するに至った理由を伺う。

○ 通告第3号 宮崎 亜希 議員

(1) P36 個人番号通知書・個人番号カード交付事業

ア 市内11郵便局すべてに委託する判断根拠を伺う。また、申請件数はどれほど増加すると想定しているのか。

イ 申請だけが郵便局で可能となり、肝心のカードの受け取りは市役所のまま。この対応で、どれほどの効果があると考えているのか。

ウ カードの受取も郵便局でできれば、市民にとって本当に便利になり、根本的な利便性の向上につながるはず。現状、それができない理由は何か。

エ 市民への周知方法を伺う。

○ 通告第4号 新井 兼 議員

- (1) P36 2款 総務費 3項 戸籍住民基本台帳費 1目 戸籍住民基本台帳費
9 個人番号通知書・個人番号カード交付事業
- ア 今回の郵便局への業務委託により、市民利便性の向上、ならびに市窓口業務の負担軽減について、市としてどのような効果を見込んでいるのか、具体的に伺う。
- イ 事業費 237万3千円について、内訳として消耗品費、切手代、個人番号カード申請支援業務委託料、事業用備品が計上されているが、それぞれの積算根拠や算定方法について伺う。
- ウ 郵便局が担う「申請支援業務」について、どこまでの作業を委託し、市が担うべき後段の事務とどのように切り分けているのか、業務範囲を具体的に伺う。
- エ マイナンバー制度に関する業務である以上、個人情報保護の徹底が求められている。情報の漏えい、紛失等が発生した場合の郵便局と市の責任分界はどう整理しているのか伺う。

○ 通告第5号 川辺 美信 議員

- (1) P6 第3表 債務負担行為補正 本庁舎防火シャッター改修工事
- 予算の概要には「建築基準法第12条に基づく点検において是正が必要とされた防火シャッターの改修工事を行う。」とあります。そこで、次の項目をお伺いします。
- ア 改修工事の内容と箇所数をお伺いします。
- イ 改修工事中に伴い、市民や職員への影響があるのかお伺いします。
- ウ 建築基準法第12条点検において是正が必要とされた箇所とありますが、今年5月に発生した白岡市庁舎火災において、防火シャッターの有効性が報道されました。白岡市庁舎火災の検証等は考慮されたのかお伺いします。
- (2) P36~37 個人番号通知書・個人番号カード交付事業
- 予算の概要には「マイナンバーカードの新規及び更新申請件数の増加に対応するため、市内の全ての郵便局（11局）に申請支援業務を委託する。」と記載されています。そこで、次の項目をお伺いします。
- ア 申請支援について、郵便局の場所、期間、受付時間についてお伺いします。
- イ 市民への周知方法についてお伺いします。
- ウ 新規申請と更新申請に係る支援業務委託の内容について、それぞれお伺いします。
- エ 他自治体では一部の郵便局から段階的に開始している例も見られますが、久喜市が「市内全11局」とした理由をお伺いします。
- オ 郵便窓口は既に混雑している状況です。マイナンバーカード申請業務を追加することで待ち時間がさらに長くなる懸念があります。市民サービスの低下を防ぐため、久喜市としてどのような混雑緩和策（人員増配置や専用ブース設置等）を講じるのかお伺いします。
- カ 郵便局事務取扱法の改正により、地方公共団体が指定した郵便局でマイナンバーカードの交付申請受付等が可能となりました。この制度では、市内郵便局を久喜市以外の自治体が指定することや、久喜市が市外の郵便局を指定することも制度上は可能とされています。

他自治体との指定の重複や混乱を避けるため、久喜市としてどのような調整を行う考えなのかお伺いします。

- キ 委託による申請支援業務の効果をどのように検証するのか、来年度以降の予算編成に反映するのかお伺いします。
- ク 郵便局との協定や契約において、市民情報の取り扱い・セキュリティ確保についてどのような取り決めをするのかお伺いします。
- ケ 高齢者やデジタルに不慣れな市民が申請しやすいよう、郵便局での支援体制をどのように整えるのかお伺いします。

○ 通告第7号 猪股 和雄 議員

(1) P34 本庁舎管理事業

外壁改修工事設計業務委託料 291万円が計上されたが、工事のスケジュール、見通しは。

(2) P36 個人番号カード申請支援業務委託料 39万1千円

- ア 市内の郵便局に、マイナカードの新規発行、更新の申請支援業務を委託するとあるが、具体的に、郵便局（郵便窓口）で、どのような手続きを行うことになるか。
- イ 郵便局職員が、マイナカードの手続き等の説明、申請書の記載方法や不備があった場合の市民への指導等を行うことになるのか。
- ウ 顔写真がない場合、郵便局職員が写真撮影も行うのか。
- エ 郵便局で受けた申請について、市との連携はどのように行うのか。

(3) P7 第3表 債務負担行為補正 地域交流センター解体工事

跡地の活用方針はどうなるか。

- ア 建物や杭の撤去工事のスケジュール、費用負担について説明されたい。
- イ 地上の建物だけを取り壊して、市営駐車場として活用する方法は検討しなかったか。

議案第63号	久喜市立地域交流センター条例を廃止する条例
--------	-----------------------

○ 通告第2号 渡辺 昌代 議員

- (1) 利用者・利用団体への周知について以下伺う。
- ア 利用者・利用団体に廃止の説明会を行ったと聞いたがどのような内容だったか説明を求める。
 - イ 説明会の中で市民の方から出た意見をどのようなものだったか具体的に伺う。
 - ウ 市民の方からの意見は今後どのようにしていくのか伺う。
- (2) 今後進めていくスケジュールを伺う。

○ 通告第3号 宮崎 亜希 議員

- (1) 地域交流センターは、コーラスなど一定の音量を伴う利用も多いと伺っている。代替施設はいくつかあるが、単に「場所がある」というだけではなく、これまで果たしていた集いの“機能”が維持できているのかが重要。利用団体の活動に支障がないか伺う。
- (2) 利用者に向けて、代替施設などの案内は今後予定されているが、長年親しんだ場所がなくなることは利用者、特に高齢者にとって大きな変化。移行期に、混乱や利用団体の活動停滞が起きないか、市は把握する予定か伺う。
- (3) この土地が今後どのような扱いとなるのか。また、管理や活用の方向性について、市として把握している範囲で、地域に影響のある事項があれば伺う。
- (4) 今回の除却は、老朽化が著しいことからやむを得ない判断であると理解している。しかし、除却の判断にあたり、市として地域の利用実態や影響をどのように総合的に評価したのか、その基準と考え方を確認したい。

○ 通告第5号 川辺 美信 議員

- (1) 地域交流センターを利用してきた市民団体や高齢者、子育て世代への影響をどのように捉えているのかお伺いします。
- (2) これまでの活動場所を失う団体に対してどのような支援策を講じるのかお伺いします。
- (3) 交通アクセスや利用料金の面で不便が生じないか懸念されますが見解をお伺いします。
- (4) 廃止によってどの程度の経費削減が見込まれるのかお伺いします。
- (5) 提案理由では近隣の公共施設を代替として示していますが、予約の取りづらい施設が多いと考えます。この現状をきちんと把握しているのかお伺いします。
- (6) 代替施設の予約状況や利用状況について、調査はしたのかお伺いします。
- (7) 活動場所を確保できない団体が出る可能性があります。市民活動の場が減少することは、地域コミュニティの弱体化につながる懸念があります。市の見解をお伺いします。

議案第 64 号

久喜市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

○ 通告第 5 号 川辺 美信 議員

(1) 久喜市鶯宮東コミュニティセンターは、久喜市公共施設個別計画において「第 1 期中に機能・建物の方向性について検討する。」となっています。そして、11 月 10 日に開催された久喜市公共施設個別施設計画検討委員会で、「鶯宮東コミュニティセンター（さくら）は第 1 期中に機能の一部を放課後児童クラブ及び学童運営協議会の事務所に転用・複合化し、名称を（仮称）地域交流センター（さくら）とする。」と見直し案が示されました。そこで、第 2 期以降も複合施設として維持するという理解で良いのかお伺いします。

議案第66号	久喜市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例
--------	-------------------------------

○ 通告第8号 杉野 修 議員

(1) P10~14 第2章 利用定員、運営基準に関する以下の点について伺う。

ア 特定乳児等通園支援事業者（以下、事業者）は「利用者の見込み数」をどのように想定すればよいのか、またその際、市からの助言や支援の内容はどのようにされるのか伺う。

イ 通常の保育体制とは別に「本支援事業に必要な職員の勤務体制」の上乗せが必要になつて来るのか、どのような考え方で勤務体制を確保するのか、またその際、市からの助言や支援の内容はどのような予定なのか伺う。

ウ 利用料の減免の「内容と対象者」はどのようになるのか伺う。

(2) 第24条で「差別的取扱い禁止」のルールがあるが、現状ではアレルギー児や障がい児の受け入れはどのような予定か伺う。

(3) 通常の保育事業で行われる「おさんぽ」や、「うんどうかい」の企画など園外活動への参加については、保育士など関係者からも「初めての利用だと慣れていないこともあり、安全上不安が大きいので行わないという選択もあるのでは」との声もある。市はどのような考え方を伺う。

議案第 67 号

**久喜市特定教育・保育施設等重大事故検証委員会条例の
一部を改正する条例**

○ 通告第 6 号 春山 千明 議員

(1) 本条例の趣旨と、改定に至った経緯を伺う。

議案第70号	指定管理者の指定について（久喜市立つばめクラブ他 18クラブ）
--------	------------------------------------

○ 通告第6号 春山 千明 議員

- (1) 指定管理者として選定するにあたり久喜市として以下についての評価を伺う。
- ア 各学童クラブ内での様々な問題等（危機管理などを含む）に関して
 - イ 職員不足、職員の質向上等の状況に対して
 - ウ 各学童クラブでの日常の運営状況、取り組みの違いに対して
 - エ 利用者等からの意見、苦情に対する取り組みに対して
- (2) 隨意指定する際、それぞれの学童保育施設に対して個別具体的な確認事項はあるのか伺う。

報告第24号

専決処分の報告について（器物破損事故による損害賠償の額を定めること）

○ 通告第8号 杉野 修 議員

(1) 当該地 宮前橋十字路交差点における車両事故の場合は、双方の運転手に「注意義務」があると思われる。それを前提に損害賠償の過失割合が今回「何対何」だったのかを伺う。そしてその割合に至った経緯、内容の説明を伺う。またドライブレコーダーの画像はそれを証明する画像が残っているか伺う。